高知工業高等専門学校内部組織規則

制 定 平成19年 3月30日 一部改正 平成24年 5月17日 一部改正 平成25年 1月 1日 一部改正 平成26年 3月13日

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則(平成 16 年規 則第1号)第5条第6項及び高知工業高等専門学校学則(以下「学則」という。)第 12 条 の規定に基づき、高知工業高等専門学校(以下「本校」という。)の内部組織(事務組織を 除く。)について必要な事項を定める。

(教員組織)

第2条 本校の専攻科に、次の専攻の教員組織を置く。

機械・電気工学専攻

物質工学専攻

建設工学専攻

2 本校に、次の学科の教員組織を置く。

機械工学科

雷気情報工学科

物質工学科

環境都市デザイン工学科

3 本校に、総合科学科の教員組織を置く。 (教育研究施設)

第3条 本校に、次のセンターを置く。

地域連携センター

情報処理センター

教育研究支援センター

- 2 前項のセンターに関し必要な事項は、別に定める。
- 第3条の2 本校に、図書館を置く。
- 2 図書館に館長及び副館長を置く。
- 3 館長及び副館長は、本校教員の中から校長が命ずる。
- 4 館長は、校長の命を受け、図書館の業務を処理し、副館長は、館長を補佐する。
- 5 館長及び副館長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 このほか図書館に関し必要な事項は、別に定める。 (教育研究等支援組織)
- 第4条 本校に、次の室を置く。

教育改善推進室

学生相談室

1-2-1

環境マネジメント室

キャリア支援室

国際交流室

広報戦略室

- 2 前項の室にそれぞれ室長及び副室長を置く。
- 3 室長及び副室長は、本校教員の中から校長が命ずる。
- 4 室長は、校長の命を受け、当該室の業務を処理し、副室長は、室長を補佐する。
- 5 室長及び副室長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 このほか各室に関し必要な事項は、別に定める。
- 第4条の2 本校に、リスク管理室を置く。
- 2 リスク管理室に関し必要な事項は、別に定める。

(副校長及び校長補佐)

- 第5条 本校に、副校長及び校長補佐を置く。
- 2 副校長は教務主事及び専攻科長をもって充て、校長補佐は学生主事、寮務主事及び副専攻科長をもって充てる。
- 3 副校長及び校長補佐は、校長の職務を補佐するとともに、校長から指示された特命事項を 処理する。
- 4 副校長は、校長不在のとき、その職務を代行する。 (校務を分担する主事等)
- **第6条** 校長が必要と認めるときは、学則第 10 条に定める主事のほか、校務を分担する主事等を置くことができる。
- 2 前項の主事等は、教員をもって充て、校長が任命する。 (専攻科長)
- 第7条 本校の専攻科に、専攻科長を置き、副専攻科長を置くことができる。
- 2 専攻科長及び副専攻科長は、専攻科を担当する教授をもって充て、校長が任命する。
- 3 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科の業務を処理し、副専攻科長は、専攻科長を補佐する。
- 4 専攻科長及び副専攻科長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合 の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻主任)

- **第8条** 第2条第1項に定める専攻に、それぞれ専攻主任を置き、副専攻主任を置くことができる。
- 2 専攻主任は、当該専攻の基礎となる次条に定める学科長をもって充てる。
- 3 専攻主任は、専攻科長の命を受け、当該専攻の業務を処理する。 (学科長)
- 第9条 第2条第2項及び第3項に定める学科及び総合科学科(以下、この条において「学科」 という。)に、それぞれ学科長を置く。
- 2 学科長は、教授をもって充て、校長が任命する。
- 3 学科長は、校長の命を受け、当該学科における業務を処理する。

4 学科長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、 前任者の残任期間とする。

(主事補佐)

- 第10条 教務主事、学生主事及び寮務主事のもとに、それぞれ主事補佐を置く。
- 2 主事補佐は、教員をもって充て、校長が任命する。
- 3 主事補佐は、当該主事を補佐し、所掌の業務を処理する。
- 4 主事補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期 は、前任者の残任期間とする。

(学級担任等)

- 第11条 各学級に、学級担任を置く。
- 2 前項のほか、5学年を除く各学級に、学級副担任を置く。
- 3 学級担任及び学級副担任は、教授、准教授、専任の講師又は助教をもって充て、校長が任命する。
- 4 学級担任は、各主事及び学級所属の学科長と連絡を密にし、学級の運営に関する事項を処理する。
- 5 学級副担任は、学級担任を補佐し、連携して学級の運営に当たる。
- 6 学級担任及び学級副担任の任期は1年する。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、 前任者の残任期間とする。

(進路指導担任)

- 第12条 5学年の各学級に、進路指導担任を置く。
- 2 進路指導担任は、学級所属の学科長をもって充てる。
- 3 進路指導担任は、学生の進路指導に関する事項を処理する。 (学年主任)
- 第13条 各学年に、学年主任を置く。
- 2 学年主任は、当該学年の学級担任の中から校長が任命する。
- 3 学年主任は、当該学年の行事等の教育活動及び学生指導等の連絡調整に当たる。 (運営会議)
- 第14条 本校に、管理運営を円滑に行うため、運営会議を置く。
- 2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。 (教員会)
- 第15条 本校に、校務の円滑な運営に資するため、教員会を置く。
- 2 教員会に関し必要な事項は、別に定める。 (各種委員会)
- 第16条 本校に、特定の事項を審議するため、必要に応じて委員会を置く。
- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 高知工業高等専門学校内部組織規則(平成6年11月10日制定)は、廃止する。

1-2-1

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年5月 日から施行する。

附則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

- 4 - 1-2-1